

職員の懲戒処分等について

関係法令及び香芝市職員の懲戒処分等に関する指針に基づき、下記のとおり、職員の懲戒処分等を行ったので公表します。

記

懲戒処分 1

1. 所 属

市民環境部 産業振興局 農林課

2. 管理職員、一般職員の別

一般職員

3. 処分内容

停職 1 月

4. 処分理由（事案の概要）

農林課で所管する混交林誘導整備事業の実施のため、関係する土地所有者から「混交林誘導整備事業の実施に関する協定書」への署名捺印を徴求する事務を担当していたところ、令和 6 年 4 月 15 日頃までに関係する土地所有者全 9 人分の印章を偽造し、同印章を使用して同協定書の土地所有者欄に捺印し、土地所有者全 9 人分の署名を偽造し、同日、同協定書を関係機関に送付した。

5. 処分年月日

令和 6 年 8 月 23 日

懲戒処分 2

1. 所 属

市民環境部 産業振興局 農林課

2. 管理職員、一般職員の別

一般職員

3. 処分内容

戒告

4. 処分理由（事案の概要）

上記の懲戒処分 1 の被処分者の行為に関し、同年 5 月 14 日、事務機の引き出しから同協定書を発見したが、自身の業務が輻輳していたことにより同協定書を引き出しに戻し、その上司である課長以上の役職者への報告をしなかった。

また、同月 18 日、上記の被処分者から、同協定書を偽造した上、関係機関に対

しても送付した旨の説明を受けたが、同年7月2日までその上司である課長以上の役職者への報告をしなかった。

5. 処分年月日

令和6年8月23日

懲戒処分3

1. 所 属

生活安全部 生活安全課（現在）

市民環境部 産業振興局 農林課（当時）

2. 管理職員、一般職員の別

管理職員

3. 処分内容

戒告

4. 処分理由（事案の概要）

上記の懲戒処分1の被処分者の行為に関し、管理監督者としての指導監督に適正を欠いていた。

5. 処分年月日

令和6年8月23日

※この他に上記の懲戒処分1の被処分者の行為に関し、管理監督者としての指導監督に適正を欠いていたため、上司である市民環境部長、産業振興局長の2名を口頭厳重注意とした。

以 上

【問合せ先】

香芝市企画部人事課

担 当：西城

所在地：〒639-0292

奈良県香芝市本町1397番地

電 話：0745-76-2001（代表）